

独立行政法人 科学技術振興機構（以下「JST」という）の提供する科学技術文献速報（以下「文献速報」という）の利用は、下記の条項によるものとする。

記

（定義）

第1条 以下の条文における「申込者」および「利用者」について定義する。**2.** 申込者とは文献速報利用申込書（以下「利用申込書」という）に記載の申込機関とする。**3.** 利用者とは、申込者が企業である場合にはその被雇用者またはこれに準ずる者（申込者から業務委託を受けて申込者の就業場所において業務を遂行する者および申込者の就業場所における派遣社員を含むがこれらに限られない）ならびに申込者が大学、高等専門学校、高等学校等の教育機関である場合にはその被雇用者またはこれに準ずる者（申込者から業務委託を受けて申込者の就業場所において業務を遂行する者および申込者の就業場所における派遣社員を含むがこれらに限られない）および学生とする。**4.** 前項の規定にかかわらず申込者が個人の場合の利用者は申込者本人とする。

（提供媒体および参照期間）

第2条 文献速報は、冊子体、Web（PDF配信システム、検索システム）、それに付随する年間版CD-ROM（PDF収録）で提供するものとする。Web（PDF配信システム、検索システム）をJSTが提供するWeb上で閲覧して、参照できる期間は、別途JSTが定める期間とする。

（利用の制限）

第3条 文献速報は、利用者自身あるいは利用者自身の雇用関係にある者の調査研究の目的にのみ利用できるものとし、営利およびその他の目的に利用し、または第三者に利用させてはならない。**2.** 利用者は、文献速報利用において、本約款に定める事項並びにJSTが利用者に示す方法にて示す著作権者の指定する利用方法および利用上の制限を遵守しなければならない。**3.** 本条1項および2項の定めにかかわらず、公共図書館等においては図書館業務として来館者の閲覧に供することができる。**4.** 利用者は利用申込書に記載した場所およびJSTが書面により承認した場所以外の場所で文献速報を使用してはならない。

第4条 文献速報Web（PDF配信システム、検索システム）、それに付随する年間版CD-ROM（PDF収録）の利用は、端末機のディスプレイスクリーン上への表示またはプリンターによる印字に限るものとし、JSTが提供する形態、検索方法も含む利用方法等にかかわらず変更も行ってはならない。**2.** 出力物を印刷または機械可読記録の方法によって複製・編集を行ってはならない。

第5条 文献速報冊子体のデータを複製してはならない。

（パスワード発行）

第6条 JSTは申込者に対してログインIDとパスワードの発行を行う。**2.** 申込者は受領したパスワードを変更したい場合はJSTに書面にて変更を届けなければならない。**3.** 本約款に基づいて送付されたログインIDとパスワードを使用する申込者はこれを厳重に保管・管理し、いかなる理由をもってしても利用者以外に、これを漏洩してはならない。

（機械可読データの利用）

第7条 文献速報のWeb（PDF配信システム、検索システム）のデータを機械可読の形態で保存する場合、保存場所（利用者が当該データを機械可読の形態で保存した建物内であつ、利用者の占有領域内とする）において利用するものとし、保存場所の外部に持ち出し、または保存場所の外部の端末機からアクセスしてはならない。**2.** 文献速報PDF版（Web（PDF配信システム））を購入した利用者は、そのデータをPDF形式で保存することができる。

（データのネットワーク利用）

第8条 文献速報のPDF版（Web（PDF配信システム））を購入した利用者は、同時接続数5以下でネットワーク利用できる。但し、同時接続数6以上で利用する場合には、別途、ネットワーク利用のための権利を購入しなければならない。**2.** 文献速報のPDF版（Web（PDF配信システム））を購入した利用者が、ネットワーク利用をする場合は、別途定める「科学技術文献速報PDF版ネットワーク利用約款」に従うものとする。**3.** 文献速報のWeb版（Web検索システム）を購入した利用者は搭載データを別途ネットワーク利用することはできないものとする。4年間CD-ROM版（PDF収録）については、ネットワーク利用できないものとする。

（障害に対する措置）

第9条 文献速報のWeb（PDF配信システム、検索システム）が通信回線の障害その他JSTの責に帰することのできない事由による場合を除くシステム障害によって提供できない場合、JSTは、その回復に最善の措置を講ずる。ただし、上記障害に起因する利用者の損害については、JSTは一切の責を負わない。

（免責）

第10条 JSTは、本契約の履行に伴い発生した、申込者または利用者の次の各号に定める損害に対し、一切の責を負わないものとする。

- (1) 申込者、利用者の得べかりし利益の損失またはその他の間接的ないし結果的損害
- (2) 申込者、利用者の故意または過失、あるいは不可抗力による損害
- (3) JSTの故意または重大な過失に起因する場合を除き、文献速報の内容の瑕疵、その他文献速報の利用から生じた一切の損害

2. 申込者および利用者は、JSTが文献速報の商品としての適合性または特定の使用目的への適合性について明示的にも黙示的にも何らの保証もしていないことを了解する。

（変更の届出）

第11条 文献速報利用申込のときに届け出た事項について変更が生じたときは申込者はJSTに対し、すみやかに書面当該変更を届け出なければならない。

（契約の解除）

第12条 JSTは、利用者が本約款に定める条項に違反した場合は、何等の通知、催告なくして、本契約を解除することができる。**2.** 申込者は、前項の契約違反により、本契約を解除された場合、JSTが被った損害について賠償の責を負うものとする。

第13条 本契約は、契約が成立してから翌年3月までの契約とし年度途中における解約は原則として認めない。文献速報のPDF版（Web（PDF配信システム））又はWeb版（Web検索システム）の契約を年度途中で解除した場合、既に配信済みのものを含めJSTが提供するWeb画面上からの確認は不可とする。

第14条 申込者が代理店を通じて文献速報の利用を申し込んだ場合において、JSTと当該代理店間の契約が終了した場合は、本契約は終了するものとし、文献速報のPDF版（Web（PDF配信システム））又はWeb版（Web検索システム）での契約の場合、JSTは当該申込者のIDを無効とすることができる。

第15条 申込者は、第12条、第13条または第14条の定めにより、本契約が解除となり文献速報利用料金に未払いがある場合は、即時その全額をJSTに支払わなければならない。

（契約の発効）

第16条 本契約は、文献速報利用申込と同時に発効する。

第17条 代理店を通じ文献速報の利用申込を行った場合には、JSTからの書面による別段の通知のない限り、JSTは、当該代理店を通じ、本契約上の通知の発信および受信を含む一切の権利の行使および一切の義務を履行することができる。

（損害賠償請求）

第18条 申込者及び利用者が本約款に違反して提供データの複製又は第三者に対する複製を行った場合、JSTは申込者に対し、損害賠償として、当該文献速報の販売価格に複製枚数または第三者に対する提供回数に乘じて得た額の20倍に相当する金額を請求できるものとする。

（利用約款の変更・改定）

第19条 JSTは、必要があると判断した場合には、本約款を変更し、または新たな条項を追加改定することができる。**2.** 前項による変更・改定は、一定の予告期間において、JSTホームページ内への掲示、その他JSTの定める方法によって周知する。**3.** JSTが、一定の予告期間において周知の方法を取った上で本約款を変更・改定した後に、申込者又は利用者が文献速報のサービスを受けた場合は当該、変更・改定を承認したものとみなす。

第20条 本約款により許諾される範囲を超えて情報の保存、複製・再配布等を行う場合には別途定める「提供データの保存、複製・再配布に関する規程」に従うものとする。

（管轄裁判所）

第21条 本契約に関して争いが生じたときには、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上

* 最新情報はJST文献情報提供サービスサイト (<http://pr.jst.go.jp/>) でご確認ください。